

# Q&A 令和5年度からの学校給食費等について

## Q1 学校給食費とは何ですか？

学校給食法という法律で保護者が負担することとされている費用で、播磨町では、光熱水費等は町が負担し、食材料に係る費用だけを保護者の皆様にご負担いただいている。

## Q2 食材料に係る費用は何円ですか？

小学校では、1食当たり292円（今の価格と比較して35円増額）、中学校では、1食当たり339円（今の価格と比較して41円増額）です。

## Q3 増額し過ぎではないですか？

今の価格と比較すると大きく増額していますが、次の理由から必要な増額と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ①今の価格は、平成26年度に消費税が5%から8%に増加した時に見直して以後変更されていないため、今の消費税率や物価から計算すると給食用物資を調達するには足りてない（創意工夫だけではどうにもできない）からです。
- ②飲用牛乳をはじめ給食用物資の価格が高騰しているからです。
- ③今後も子どもたちの健全な発育に必要な栄養素を補うことができる学校給食を継続して提供するため（今の価格のままでは、使用できる食材料に制限が出てきてしまうから）です。

## Q4 増額の理由は分かりましたが、何とかなりませんか？

播磨町では、家計への影響にも配慮して次の取組を実施していきます。

- ①小中学校で3子目のお子さま分の学校給食費を無償化します。
- ②学校給食費の引き落としは、翌月末日に行います（毎月、給食を提供した後に精算するので、先にお支払いいただく必要はありません。）。
- ※今は、事前に月々定額の学校給食費をお預かりして、年度末に精算（費用を詳しく計算して不足分を追加でお支払いいただいたり、超過分を返金したり）しています。
- ③ご家庭の所得や個々の事情によって、就学援助制度や生活保護制度、特別支援教育就学奨励制度をご活用いただけます。

## Q5 食物アレルギー等の対応は何か変わりますか？

基本的には変わりありませんが、新たに町に提出いただく書類があります。

現在、食物アレルギー等の対応をしているご家庭に対しては、改めてご提出いただく書類等についてご案内しますので、ご安心ください。



# Q&A お手続きについて



## Q1 就学援助を受けているので手続きはしないでも大丈夫ですか？

お子さまが学校給食の提供を受けるために保護者様が行うべき手続きですので、就学援助を受けていてもお手続きは必要です。

また、就学援助は、毎年度6月1日頃～15日頃に申請を受付け、7月上旬に結果をお返ししていますので、認定される方であっても4月分と5月分はご負担いただく必要があります（就学援助と認定された場合は、後日、超過分を返金します。）。

なお、4月分は5月末日に、5月分は6月末日に学校給食費を口座振替（自動払込）いたします。

## Q2 生活保護を受けているので手続きはしないでも大丈夫ですか？

生活保護を受けていてもお手続きは必要です。

なお、学校給食費は、生活保護の実施機関に町から直接請求しますので、原則として保護者様にご負担いただることはありません。

ただし、生活保護の停止や廃止に至ったとき等は、保護者様にご請求します。

## Q3 長期欠席等の場合、手続きはしないでも大丈夫ですか？

長期欠席等の場合であっても学校に籍を置いているお子さまについては、お手続きが必要です。

長期欠席等の事由がおありのお子さまについては、学校給食提供申込みのお手続きをいただいたうえで、毎年度、別途「播磨町学校給食提供停止申請書」を学校を通じて町にご提出いただくことで、給食用物資の発注を停止いたします（学校給食費が生じないようにいたします。）。

なお、学校給食の提供を停止したお子さまについて、停止する事由がなくなったときは、「播磨町学校給食再開届」を学校を通じて町にご提出ください。

## Q4 小中学校で3子目の学校給食費は無償ですが手続きは必要ですか？

小中学校で3子目のお子さま分の学校給食費は無償ですが、お手続きは必要です。同封している申込書では3人分までまとめてお手続きできますが、学校給食のお手続きが必要なお子さまが4人以上いらっしゃる場合は、お手数ですが教育委員会事務局教育総務課又はご所属の学校で必要枚数を受け取ってからお手続きください。

学校給食提供申込書や口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の提出、学校給食費の公会計化等についての詳細は、町の公式ホームページに掲載しています（次のQRコードからアクセスできます。）。

